

交通の新しい制度です!!

令和8年4月1日から

# 自転車の交通違反に

指導取締り対象年齢

(※高校生を含む)

## 16歳以上

※

交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に青切符が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に移行しない制度です。

(交通反則通告制度※)  
が導入されます!

# 青切符



～対象となる違反行為の一例と反則金の額～

携帯電話使用等(保持)

※通話、画像注視



12,000円

信号無視



6,000円

通行区分違反(右側通行)

※いわゆる逆走



6,000円

指定場所一時不停止等



5,000円

無灯火



5,000円

公安委員会遵守事項違反

・傘差し運転 ・イヤホン使用



5,000円

並進禁止違反

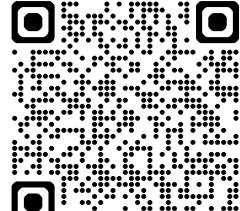
止まつて下さい!



3,000円

自転車ルールブック

ルールの再確認をしましょう!



秋田県警察

～交通部交通企画課～

※ただし歩行者や他の車両に、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な場合に検挙を行います。